

事務連絡
令和2年12月23日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅行業法施行規則等の一部改正について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところです。

これを踏まえ、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）、旅行業者営業保証金規則（平成8年法務省・運輸省令第1号）及び旅行業協会弁済業務保証金規則（平成8年法務省・運輸省令第2号）において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続（※）について押印を不要とする等の所要の改正を行いましたので、下記の通り周知いたします。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

記

（1）旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）

旅行業又は旅行業者代理業の登録の申請をしようとする者は、第一号様式による申請書を登録行政庁に提出しなければならないとされているところ、当該様式における押印欄を削るとともに所要の改正を行いました（第一号様式、第九号様式及び第十七号様式）。

（2）旅行業者営業保証金規則（平成8年法務省・運輸省令第1号）

旅行業者又はその旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者との旅行業務に関する取引で生じた債権を有する旅行者が、当該旅行業者が供託した営業保証金から弁済を受ける場合、第二号書式による申立書を登録行政庁に提出しな

ければならないとされているところ、当該様式における押印欄を削るとともに所要の改正を行いました（第二号書式、第三号書式及び第五号書式）。

（3）旅行業協会弁済業務保証金規則（平成8年法務省・運輸省令第2号）

旅行業者が加入する旅行業協会が、当該業者に係る弁済業務保証金分担金に相当する弁済業務保証金の取戻しをしようとするときに、当該旅行業者との旅行業務に関する取引で生じた債権を有する旅行者から権利の実行に関する認証の申出がなかった場合等、第一号書式による証明書交付申請書を観光庁長官に提出しなければならないとされているところ、当該様式における押印欄を削るとともに所要の改正を行いました（第一号書式）。

なお、今回の改正による旅行業法関連手続への影響はありません。